

横浜市における空家等対策に関する協定書

神奈川県土地家屋調査士会（以下「甲」という。）と横浜市（以下「乙」という。）は、市内における空家等に関する総合的な対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民生活の安全・安心を確保するため、甲及び乙が相互に連携・協力し、空家等の発生の未然防止、流通・活用等の総合的な対策を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）空家等 建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- （2）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（取組事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1）空家等の管理不全防止に向けた所有者等への意識啓発に関すること。
- （2）空家等の不動産取引の促進に関すること。
- （3）空家等の活用促進に関すること。
- （4）空家等の権利関係の整理に関すること。
- （5）空家等の跡地活用に関すること。
- （6）空家等への対策に必要な情報の共有及び発信
- （7）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（連絡会の設置）

第4条 甲及び乙は、前条の取組事項を実施するにあたり、必要に応じて連絡会を開催し、情報の共有等に努めるものとする。

2 連絡会の運営その他必要な事項に関しては、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（乙が主体となって取り組む事項）

第5条 乙は、第3条の取組事項を実施するにあたり所有者等の同意を得て、甲に空家等に関する情報を提供するものとする。

2 乙は、第3条の取組事項の実施にあたって、ホームページ、チラシ等による啓発に努めるものとする。

（甲が主体となって取り組む事項）

第6条 甲は、第3条第1号に掲げる取組事項として乙が作成する啓発チラシ、ポスター等について、乙に対し配布先の情報提供をする等の協力をするものとする。

2 甲は、甲が主催する相談業務において、空家等の所有者等に対する相談を実施するように努めるものとする。

3 甲は、第3条に掲げる取組事項、第4条の連絡会における協議内容及びその他空家等の対策に関する情報等について、その構成員へ周知等を行うよう努めるものとする。

（協定の有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、平成27年7月23日から平成30年3月末までとし、有効期間の満了日までに更新に関する協議を行うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年7月23日

甲 神奈川県横浜市西区楠町18番地  
神奈川県土地家屋調査士会  
会長 岩倉弘和



乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市  
横浜市長 林文子

